

報告第3号

西松浦地区合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、平成18年2月28日限りで西松浦地区合併協議会を廃止するものとする。

平成18年2月16日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太